

岩手県市町村総合事務組合規程第1号（令和元年5月15日公布）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程の一部を改正する規程

市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程（平成元年岩手県市町村総合事務組合規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第10条 奨学援護金は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に該当するに至った日における当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が16,000円以下である者に支給する。次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が、同日において16,000円を超えており、同日後16,000円以下となった者についても、同様とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第124条に定める専修学校（一般課程にあっては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると管理者が認めたものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設（次項において「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条の表に掲げる普通職業訓練（短期課程のものを除く。）又は</p>	<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第10条 奨学援護金は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に該当するに至った日における当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が16,000円以下である者に支給する。次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が、同日において16,000円を超えており、同日後16,000円以下となった者についても、同様とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第124条に定める専修学校（一般課程にあっては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると管理者が認めたものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設（次項において「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条の表に掲げる普通職業訓練（短期課程のものを除く。）又は</p>

改正前	改正後
<p>高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第4号において同じ。）を受ける者若しくは職業能力開発促進法第27条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第36条の2に規定する職業訓練とする。次項第4号において同じ。）又は<u>指導員訓練（職業能力開発促進法施行規則第36条の5に規定する長期課程の指導員訓練に限る。次項第4号において同じ。）</u>を受ける者（以下「在学者等」という。）であって学資等の支弁が困難であると認められるもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者 月額 <u>16,000円</u></p> <p>(4) 大学、高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学</p>	<p>高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第4号において同じ。）を受ける者若しくは職業能力開発促進法第27条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第36条の2に規定する職業訓練とする。次項第4号において同じ。）を受ける者（以下「在学者等」という。）であって学資等の支弁が困難であると認められるもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者 月額 <u>18,000円</u></p> <p>(4) 大学、高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学</p>

改正前	改正後
校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において職業訓練（前号に掲げるものを除く。）を受ける者若しくは職業能力開発総合大学校において職業訓練又は指導員訓練を受ける者 月額 39,000円	校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において職業訓練（前号に掲げるものを除く。）を受ける者若しくは職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者 月額 39,000円

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第10条第2項第3号の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の第10条第2項第3号の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る奨学援護金の額について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金の額については、なお従前の例による。